

市役所の窓口で

キャッシュレス決済を導入します



2月中旬から順次、各種証明書などの発行手数料を、キャッシュレス(現金以外での支払い)で決済できるようになります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

<導入場所>

- ・市民課:住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍・除籍の全部事項証明書など
- ・課税課:市県民税所得証明書、固定資産評価証明書など
- ・収納課:納税証明書
- ・健康づくり推進課:犬の登録、狂犬病の注射済票交付など

<対応可能なキャッシュレス決済>

- ・クレジットカード:VISA/Mastercard®など
- ・交通系IC:PASMO、Suicaなど
- ・流通系IC:QUICPay、iDなど
- ・バーコード決済:PayPay、LINEPay、auPay、d払いなど

☎市民課 ☎70・5668、課税課 ☎70・5611、収納課 ☎70・5612、健康づくり推進課 ☎77・1133

医療機関などで

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります



3月(予定)から順次、医療機関や薬局などで、マイナンバーカードを健康保険被保険者証や国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証などの健康保険証として利用できるようになります。

※医療機関や薬局によっては、利用できない場合もあるので、健康保険証は破棄せず、持参するようにしてください

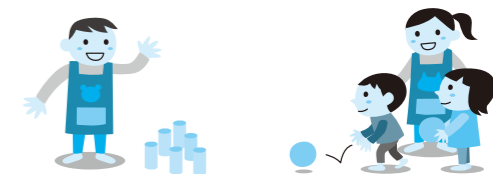
マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルでの事前登録が必要です。詳しい登録方法は、マイナポータル([URL https://myna.go.jp](https://myna.go.jp))をご覧ください。

<登録するメリット>

- ・健康保険証として使えるため、就職や引越しをしても、保険証の切り替えを待たずに受診できます。
- ・カードリーダーがある場合は、カードリーダーにかざすと、医療保険の資格確認ができます。
- ・限度額適用認定証などの書類を窓口へ持参する必要がなくなります。
- ・自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります(秋ごろを予定)。
- ・自分の医療費情報を確認できるようになるため、医療費控除が便利になります(秋ごろを予定)。

☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178
か保険年金課 ☎70・5617

新設保育所の入所者を募集



新たに開所する保育所(小規模保育施設)の入所者を募集します。

▶**保育所** 表のとおり ▶保育を必要とする事由が次のいずれかに該当する方 ①就労(夜間などを含む。1か月の労働時間が64時間以上)②母親の妊娠・出産③保護者の疾病・障がい④同居が長期入院している親族の介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学⑧その他市が必要と認めた場合 ▶**保育料** 保護者(扶養義務者)の市民税課税額の合計で保育料を算定(4月～8月分は令和2年度の課税額で、9月～翌年3月分は令和3年度の課税額で算定) ▶**■** 子育て支援課にある申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に記入し、就労証明書などを添えて2月26日まで

に同課へ直接(郵送不可)。すでに他の保育所などの4月入所の申し込みをしている方は、希望園変更手続きで対応可 ▶**その他** 定員超過で待機になる場合あり

☎同課 ☎70・5615



名称(仮称)	所在地	開所時期	対	定	開所時間	運営事業者
綾瀬こっこ保育園	寺尾北1-15-11	4月	3か月～2歳児	19人	月～金曜日7:00～19:00 土曜日7:00～18:00	総合福祉企画(株) ☎090・1549・5667

※卒園後は、他の幼稚園・保育所に転所予定。工事の進捗状況により開所時期が遅れる場合あり

子育て多子世帯に 幼児2人同乗用電動自転車を貸し出し



子育て多子世帯の経済的な負担を軽減するため、幼児2人同乗用(3人乗り)電動自転車を貸し出します。

- 申請時に要件を全て満たす方
- ①申請者が16歳以上で、1歳(2月に1歳になる場合も可)～5歳の子どもを2人以上養育している
- ②申請者と子どもが市内に居住している
- ③雨が当たらない場所などで自転車を適正に保管できる
- ④市税と認可保育園の保育料を滞納していない
- ⑤子どもの乗車用ヘルメットを準備できる
- ⑥3月26日・28日に実施する自転車安全運転講習会に参加できる(どちらか1日のみ)

- 台数 50台(抽選)
- 利用期間 12か月以内
- 費用 無料(自転車の点検・整備・修理費用と自転車返却時の赤色TSMマーク貼付費用は利用者負担)
- 子育て支援課、健康づくり推進課、各子育て支援

センター、市内保育園・幼稚園にある事業実施要綱や利用規約を読み、申請書(市ホームページからダウンロード可。インターネット環境がない場合は郵送するので、子育て支援課 ☎70・5664へ連絡)に記入し、講習会の希望届を添えて2月1日～15日に〒252-1192市役所子育て支援課へ郵送(消印有効。1世帯1通のみ)

☎子育て支援課

